

要介護認定を受けるには



介護申請する場所は何処ですか？

お住まいの市町村の窓口にて申請を行います



* 受付窓口の名称は市町村によって異なるので、市町村HPや問い合わせで確認してください。



申請に必要な物は何ですか？

印鑑及び書類が必要となります。
必要書類は以下のものとなります。



- ・「**介護保険要介護（要支援）認定申請書**」
市町村の窓口や市町村HPから入手できます。
- ・「**介護保険被保険者証**」
ご本人が40歳～64歳の場合は、**健康保険被保険者証**を用意します。
- ・「**主治医の意見書**」
主治医の名前や病院名、連絡先などの必要事項を窓口提出すれば、市町村が主治医に意見書の作成を依頼します。
主治医がない場合は、市町村が指定する医師の下で診察を受け、その後、申請書に医師の名前、病院名、連絡先などを記入します。



申請をしたら認定まで何をすれば良いですか？

認定までの流れは次のようになります。



申請から認定までの流れ

①申請書、介護保険被保険者証などの必要書類を提出

受理後、介護保険資格者証を受け取ります。申請の際提出した被保険者証の代わりとなります。



②訪問調査の日程調整

審査に向けて市町村から訪問調査の日程連絡がありますので、希望の日時を決めます。



③審査

審査は1次審査と2次審査があり、1次審査は、市町村の担当者又は委託されたケアマネージャーが訪問による聞き取り調査を行います。

2次審査は、一時審査の結果、医師の意見書、その他の必要書類により、介護認定審査会が、要介護認定区分の判定を行います。



④認定結果の通知

申請から30日以内に、認定結果と介護保険被保険者証が郵送されます。